

学校いじめ防止基本方針

今治市立立花中学校
令和8年4月6日改定

1【いじめの防止等のための対策に関する基本理念】

いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができ、また、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目的として行う。そして、全ての生徒がいじめは決して許されない行為であることを十分に理解し、いじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう積極的な取組を進める。

そのため、子どもを取り囲む大人一人一人が、いじめから子どもを守り、いじめを許さない子どもを育てるため、それぞれの役割と責任を自覚し、学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携と協力の下、地域総がかりでいじめの問題を克服することを目指して行う。

2【学校が設置する組織】

立花中学校いじめ防止対策委員会

<構成員>

校長、教頭、主幹教諭（教務担当）、
生徒指導主事、人権・同和教育主任、
養護教諭、学年主任、学年生徒指導担当、
学級担任

重大事態等への対処のための組織

<構成員>

P T A、学校運営協議会、公民館、校医、
スクールカウンセラー、青少年補導委員

<役割>

- いじめの未然防止のための環境づくり
- いじめの相談・通報の窓口、いじめに関わる情報の収集、記録、共有
- 緊急会議の開催、事実関係の把握、判断
- 被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携
- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施、年間計画の作成
- 校内研修を企画し、計画的に実施
- 学校いじめ防止基本方針が適切に機能しているかの点検、見直し等のPDCAサイクルの実行
- 重大事態への対処

<外部専門家>

<関係機関等>

今治市教育委員会
今治市青少年センター
今治市ネウボラ政策課
今治警察署
福祉総合支援センター
社会福祉士

3【未然防止のための取組】

- 基本的生活習慣の確立（3分前着席・1分間黙想、無言清掃、視写活動、あいさつ運動の推進）
- 学級経営の充実
- 人権・同和教育、道徳教育の充実
- 体験活動の充実
- 生徒の主体的な活動の充実（生徒会活動）
- 分かる授業づくり
- ネット（SNS等）を通じて行われるいじめに対する対策
- 教職員の研修の充実
- 学校相互間の連携協力体制の整備

4【早期発見のための取組】

- 相談体制の整備と充実
- 児童生徒についての教職員の共通理解、早期発見のための研修
- 日記指導、相談活動、声掛け、見守り活動の充実
- アンケート等調査の工夫（心の伝言板）
- 保護者との連携・情報の共有
- 地域及び関係機関との連携

5【いじめに対する措置・対応】※ 重大事態を含む

- 事実確認と実態把握
いじめと疑われる行為を発見した際には、関係生徒へ確認し、いじめを受けた生徒、いじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、事実確認を早急に行う。
- 情報共有と組織的な対応
教職員は一人では抱え込まず、事実を全教職員に共通理解させ、組織的に迅速に対応する。
- いじめを受けた生徒への支援、保護者への説明・支援
共感的理解に努めながら、心のケアを図る。保護者への説明を早急に行う。学校側からの対応策を提示し、保護者の意向を聞き、継続的に連携を図っていく。
- いじめを行った生徒への指導・支援、保護者への説明・支援
いじめは犯罪であることに気付かせ、他者の痛みを理解できるように指導する。指導後も、心理的な孤立感や疎外感を与えないようにする。保護者への説明は、いじめの事実を正確に伝える。加害者の生徒のより良い変容のためにも、家庭での毅然とした指導が必要であることを理解してもらう。
- まわりの生徒への指導・支援
傍観者、観衆の立場の生徒がいじめを助長していることを理解させるとともに、いじめを受けた生徒の心の痛みや苦しみに気付かせる指導をする。
- ネット（SNS等）を通じて行われるいじめへの対応
情報を得たら、事実を確認するために、教職員が協力し、ネットパトロールを行う。必要に応じて、警察署生活安全課と連携する。
- 関係機関との連携
連携協力体制を整備するとともに、関係機関との連絡調整を確実に行う。
- 重大事態への対処
 - ・ 重大事態の疑いが生じた場合、今治市教育委員会に重大事態の発生を報告する。
 - ・ 今治市教育委員会の指導・助言の下、学校の下に調査組織を設置する。
 - ・ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ・ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
 - ・ 調査結果を今治市教育委員会に報告する。
 - ・ 調査結果を踏まえた必要な処置をする。

6【家庭や地域に協力を求めること】

家庭に求めること

- 規範意識の醸成
- 自他の命を大切にする心と態度の育成
- 子どものサインに気付ける関係づくりと積極的なコミュニケーション
- 情報機器等の安全で正しい利用法の指導

地域に求めること

- 子どもたちの見守りと温かい声掛け
- いじめや問題行動を見かけた時の注意及び学校への連絡
- 時と場に応じた言動に関する声掛け

7 【いじめ防止対策年間計画】

月 内容	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
いじめ防止対策委員会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
心の伝言板	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
教育相談			○	○				○	○		○	○
家庭訪問、個別懇談	○			○	○				○		○	○
校内研修、職員研修	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
学校評価				○					○			○